

令和2年度

中小企業の皆様へ

沖縄県融資制度のご案内

沖縄県融資制度ってどんな制度？

沖縄県内で1年以上事業を営む中小企業者、協同組合等をはじめ、これから創業したい方などを対象として、県と金融機関が協調し、かつ原則として沖縄県信用保証協会の保証を付与した上で、事業に必要な融資を行う制度です。

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽等の一部の業種は対象となりません。

県融資制度を利用したい場合は、金融機関に融資申込みを行うこととなります。

(一般的な金融機関借入の場合と流れはほぼ同じです。)

ただし、一部の資金については、商工会や商工会議所等からの融資あっせんを経て、金融機関に申し込む資金もあります。

県融資制度においては、中小企業者・小規模事業者の皆様が、少ない負担で円滑な資金調達ができるよう、県が貸付原資の一部を負担するとともに、保証料補助や利子補給による負担軽減を行っています。

一般的な事業資金を
借りたい

- 短期運転資金
- 小規模企業対策資金
- 組織強化育成資金
- 経営振興資金
- 小口零細企業資金

経営指導により金利優遇

積極的な事業展開により、
有利な条件で資金調達したい

- 雇用創出促進資金
- ベンチャー支援資金
- 新事業分野進出資金

利子補給
適用

創業したい、創業から間もない
事業承継に取り組みたい

- 創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)
- 創業者・事業承継支援資金(事業承継支援貸付)

地域産業振興に取り組みたい

- 産業振興資金(オキナワ型産業振興貸付)
- 産業振興資金(企業立地推進貸付)

経営が厳しい
事業再生に取り組みたい

- 中小企業セーフティネット資金
- 中小企業再生支援資金

既存資金の借換をしたい

- 資金繰り円滑化借換資金

お問い合わせは
沖縄県商工労働部
中小企業支援課

沖縄県融資制度

検索

TEL.098-866-2343



県融資制度で
グッジョブ!

沖縄県産業・雇用拡大推進課